

令和8年度 枝野浄水場薬品貯蔵槽更新工事

特 記 仕 様 書

角田市上下水道事業所

目 次

第1章 総 則

1.1	摘要範囲	2
1.2	施工場所	2
1.3	完成期限	2
1.4	共通仕様書との関連	2
1.5	事前調査	2
1.6	提出書類	2, 3
1.7	完成図書	3
1.8	施工管理	3, 4
1.9	建設資機材等の調達遅延等について	4
1.10	既設構造物の保全と立入り	4
1.11	諸法令の遵守	4
1.12	別途契約の関連事項	4
1.13	高度技術・創意工夫等実施状況の提出について	4
1.14	可能性調査	4

第2章 薬品貯蔵槽更新工事

2.1	工事概要	5
2.2	施設機器	5
2.3	更新機器仕様	5
2.4	工事内容	5, 6
2.5	使用材料	7

第3章 検査・試験

3.1	現場材料検査	8
3.2	補償期間	8

第1章 総 則

1. 1 適用範囲

本特記仕様書は、「枝野浄水場薬品貯蔵槽更新工事」に適用するものである。

1. 2 施工場所

角田市枝野字真菰地内 枝野浄水場

1. 3 完成期限

本工事の完成期限は、令和9年3月15日とする。

1. 4 共通仕様書との関連

1) 本特記仕様書に記載していない事項については下記に基づくものとする。

- ・ 日本工業規格 (JIS)
- ・ 日本水道協会規格 (JWWA)
- ・ 機械設備工事共通特記仕様書 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・ 騒音規制法
- ・ 労働基準法
- ・ その他関連法令条例及び規格

2) 本特記仕様書及び設計書に明記のない事項であっても、十分な性能を発揮するために必要と認められたものについては、上下水道事業所と請負者との間で協議するものとする。

1. 5 事前調査

- 1) 請負者は、契約締結後現地状況や設計図書を詳細に調査検討しなければならない。万一、設計図書に不具合等を発見した場合は、監督員に報告し対処の指示を受けなければならない。
- 2) 請負者は、工事着工に先立ち、現地の状況、関連工事その他についての綿密な調査を行い、十分実情を把握のうえ、工事を施工しなければならない。
- 3) 機器据付けのため既設構造物の一部を変更する際は、十分協議し監督員の承諾を得た後に行わなければならない。
- 4) 施工にあたり、施設の管理部署を含めた関係者間で事前協議を十分に行い、施設及び業務への影響を可能な限り抑制すること。

1. 6 提出書類

工事に先立ち請負者は、発注者の定める様式により、指定期日までに次の書類を提出し、監督員の承諾

を得なければならない。

1) 腸内細菌検査証明書(赤痢菌・腸チフス菌・パラチフスA菌)

①検査の有効期限は、令和8年度に検査したものについては、概ね1年間有効とする。(水道法健康診断頻度の改正による)

②なお、監督員は消化器系伝染病が発生、または発生の恐れがある場合、施設立入者に対し臨時の腸内細菌検査を命じることができる。

2) 工事着工届

3) 現場管理人届

4) 工事工程表

5) 主任技術者または、管理技術者届

1.7 完成図書

本工事完了後、速やかに下記の完成図書等を提出しなければならない。

1) 完成図書(A4版製本) 2部

完成図 主要材料納入仕様書
試運転報告書 各種試験成績表、品質証明書等の写し

2) CAD図面データ 1式

3) その他、監督員が指示したもの 1式

製本版の綴じ込み編集方法については、監督員と協議の上決定するものとする。

1.8 施工管理

1) 本工事の作業時間は、原則として上下水道事業所の勤務時間内とする。ただし、監督員の指示による場合や連続的に作業を行なう必要が生じた場合はこの限りではない。

2) 請負者は工事現場において、見やすい場所に工事件名・工事個所・請負者名等の名称を記載した工事標識を設置しなければならない。

3) 請負者は、工事の施工にあたって近隣の住民に迷惑のかからぬよう、公害等の防止に努めなければならない。

4) 請負者は、工事の施工にあたって常に細心の注意を払い労働安全衛生法を遵守し、公衆及び作業従事者の安全を図らなければならない。

5) 現場管理人は、工事中監督員の監督を受け、施工管理、材料、機器の保管ならびに作業従事者の保安面や取締りに専念すること。また、万一事故等発生時の処理にあたっては即決権を有すること。

6) 請負者は、工事の進捗に伴い監督員の指示に従い、工事日報を提出すること。また、作業従事者への保安指示事項を日報に記載すること。

7) 請負者は、施工にあたって関連業者との連携を密にし、工事の円滑な進捗を図るとともに、工事限界部においては相互に協力し、全体として欠陥のない施設とすること。

8) 請負者は、機器製作中及び製作後、また、現場工事開始から完了までの過程を随時デジタルカメラ等にて撮影、整理した上で1部提出すること。特に、検査が難しい隠蔽部分については、指示がなくとも撮影し、アルバム及び電子データとして竣工時に提出すること。

9) 撤去工事により撤去する機器・機材、またその他の廃棄物については、適切にこれを処理すること。

1. 9 建設資機材等の調達遅延等について

本工事において、施工体制の確保のほか、建設資機材等の調達や納期の遅延により作業工程に影響が生じる場合は、速やかに監督員と協議すること。その対応に関しては、別途協議のうえ決定する。

1. 10 既設構造物の保全と立入り

1) 本工事の施工において、既設構造物の保全に十分注意しなければならない。万一構造物等に破損等の事故を起こした場合は、監督員の指示により請負者の負担で補修を行うものとする。

2) 作業場所への立入りは、必ずその都度監督員に届けるものとし、退出時も同様とする。又、本工事に関係のない施設へは立入らないよう全作業従事者に周知させ、万一作業の関係上立入る必要が生じた場合は、監督員の指示を受けるものとする。

1. 11 諸法令の遵守

請負者は、工事共通仕様書に示した諸法令の他「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(法律127号)を遵守しなければならない。

1. 12 別途契約の関連工事

別途契約の関連工事及びその他の工事がある場合、当該工事関係者と相互に協力し、工事全体の円滑な進捗を図るものとする。

1. 13 高度技術・創意工夫等実施状況の提出について

請負者は、本工事において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、施工完了までに任意の様式により提出することができる。

1. 14 可能性調査

工事に当たっては、安全作業に対する施策を講じると共に、飲料水を供給する施設である事を十分認識し、常に現場周囲の環境保全に努めること。

可能であれば、工事完了後浄水場全体の設備簡易点検を行い、各装置・機器の保全及び修繕計画の参考となり得る報告書の提出をすること。

第2章 薬品貯蔵槽更新工事

2.1 工事概要

本工事は、法定耐用年数を迎えた枝野浄水場次亜塩素酸ナトリウム貯蔵槽(1基)及びPAC貯蔵槽(1基)を、現在の薬品使用量に見合う容量にダウンサイジングし更新を行なうことにより、施設の長寿命化を図るものである。

2.2 施設機器

1)次亜塩素酸ナトリウム貯蔵槽	1基
2)次亜塩素酸ナトリウム防液堤	1組
3)PAC貯蔵槽	1基

2.3 更新機器仕様

1)次亜塩素酸ナトリウム貯蔵槽	数量 1基
-----------------	-------

既設3,000L貯蔵槽を2,000Lにダウンサイジングするもの

2,000L PE製 耐震1.5

完全液出ノズル一体形成、SUS製梯子、フロート式液面計付き

ローリー配管設置

2)次亜塩素酸ナトリウム防液堤	数量 1組
-----------------	-------

次亜貯蔵槽破損時に、次亜塩素酸ナトリウムが施設外に流出しないための施設

PVC製 容積1,400L以上 t=10mm ドレンホール付

3)PAC貯蔵槽	数量 1基
----------	-------

既設4,000L貯蔵槽を3,000Lにダウンサイジングするもの

3,000L FRP製 耐震1.5

φ1400×2200H、SUS製梯子、フロート式液面計付き

ローリー配管設置

2.4 工事内容

1)次亜・PAC仮設タンクの設置及び薬注ポンプへの接続

①仮設タンクの容量は、工事期間中の注入量を賄えるものとする。ただし、薬注室余剰スペースに入りきれない場合は、この限りではない。その際は、余剰スペースに入る最大容量のタンクを設置すること。

2) 既設次亜・PAC残液を仮設タンクおよび予備タンクへ移送

- ① 仮設タンクに入りきれない薬品は、予備タンクに移送する。仮設タンク及び予備タンクは請負者が用意するものとする。

3) 貯蔵槽搬出・搬入時に邪魔になる土台部分の撤去

- ① 土台基礎部分の一部を撤去し、既設貯蔵槽の搬出及び新貯蔵槽の搬入を出来るようにする。

4) 既設貯蔵槽の解体撤去・搬出

- ① 出入口から搬出できるサイズまで、裁断・解体する。

5) 次亜塩素酸ナトリウム防液堤及び貯蔵槽搬入、仮設置

- ① この後の、PAC貯蔵槽搬入・設置時に邪魔になる可能性があることから、固定せず移動できるようにしておく。

6) PAC貯蔵槽搬入、土台部分の復元・養生

7) 土台養生後、次亜及びPAC貯蔵槽本設置・固定

- ① その際、薬品注入ポンプへの配管（ボールバルブ設置）及びローリー配管、フロート式液面計を設置する。

8) 仮設タンク・予備貯蔵槽から新設貯蔵槽への薬品残液移送及び次亜・PAC（新品）の規定数量の補充、仮設タンク等撤去

- ① 薬品残液が規定値以下（移送が困難な少量）の場合は廃棄処分、新品薬品の手配は上下水道事業所が行う。

9) 新設貯蔵槽への薬注ポンプ再接続、試運転調整

- ① 貯蔵槽本体及びフランジ・バルブ等接続部分からの漏液がないかを確認。
- ② 再接続した薬注ポンプの動作試験を行い、正常に機能しているか確認すること。
- ③ ポンプの自動・手動、単独・連動、1・2号選択等各種運転について、中央操作盤での操作に問題が無いか確認すること。

2. 5 使用材料

項目	品 名	仕 様	数量	単位
1) 次亜用資材				
①	次亜貯蔵槽	2000L PE製 耐震1.5 フロート式液面計付き	1	槽
		完全液出ノズル一体成型 SUS製梯子付き		
②	次亜防液堤	t=10mm PVC製 ドレンポート付	1	組
③	次亜受入弁	ダイヤフラム弁 JIS10K 50A PVC/PTFE	1	個
④	次亜引出弁	1次側穴あきボール弁 JIS10K 50A PVC/FKM	1	個
⑤	Y形ストレーナー	ソケット形 50A PVC/FKM	1	個
⑥	配管材	HIVP 50A	1	式
⑦	次亜用フランジパッキン	JIS10K 50A FKM	4	枚
⑧	仮設・予備タンク	次亜塩素酸ナトリウム残液移送用機材	1	式
2) PAC用資材				
①	PAC貯蔵槽	3000L FRP製 耐震1.5 φ1400×2200H	1	槽
		SUS製梯子、フロート式液面計付き		
②	PAC受入弁	ダイヤフラム弁 JIS10K 50A PVC/EPDM	1	個
③	PAC引出弁	ボール弁 JIS10K 50A PVC/EPDM	1	個
④	配管材	HIVP 50A	1	式
⑤	PAC用フランジパッキン	JIS10K 50A EPDM	4	枚
⑥	仮設・予備タンク	PAC残液移送用機材	1	式
3) 共通資材				
①	補助材料		1	式

第3章 検査・試験

本工事に使用する機器および材料は、下記に定める検査ならびに試験を行うものとする。必要な一切の器具・消耗品等は全て請負人の負担とする。

3.1 現場材料検査

請負者は、本工事に使用する材料について現場にて監督員の材料検査を受けるものとする。機器及び材料の検査に先立ち、種別ごとに使用材料検査願(品名、型式、仕様、規格、製造者等)を作成し、監督員に提出するものとする。また、検査時には必要に応じて、証明となる資料を添えるものとする。

3.2 補償期間

本工事の保証期間は、受渡し完了後1年とし、引渡し時に点検を行うものとする。

また万一、保証期間内に請負者の責任に帰すべき原因による事故が発生した場合は、請負者は無償にて直ちに監督員の指示する期間内に改造、補修または新品と取り替えるものとする。

有償補償期間内は、本施設が稼働する限り、主要機器の保守部品の供給が行えるようにすること。